

福岡市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に関する協議を行うため、同法第20条の4の規定に基づき「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者で組織する。

（任期）

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任をさまたげない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、環境局環境政策部温暖化対策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 委員名簿

(敬称略・五十音順、全12名)

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 阿久津博志 | 環境省九州地方環境事務所環境対策課長     |
| 浅野 直人 | 福岡大学名誉教授               |
| 古山 通久 | 九州大学稻盛フロンティア研究センター教授   |
| 榊原 紀孝 | 九州電力(株)地域共生本部環境管理グループ長 |
| 佐竹 清一 | 福岡県環境部環境保全課長           |
| 谷口 一行 | 福岡地所(株)建設部課長 建物管理グループ  |
| 中村 修  | 福岡県地球温暖化防止活動推進センター長    |
| 中山 幸  | (株)西日本新聞社総務部兼人事部       |
| 萩島 理  | 九州大学大学院総合理工学研究院准教授     |
| 林 真実  | 消費生活アドバイザー・環境カウンセラー    |
| 村上 直美 | (一財)省エネルギーセンター九州支部事務局長 |
| 吉田 達人 | 西日本鉄道(株)総務広報部環境推進課長    |